

公益財団法人 鷹山保存会
令和4年度 事業報告書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

第1 実施事業の概要

1. 法人の目的及び事業（定款より抜粋）

（目的）

第3条 この法人は、京都祇園祭山鉾の鷹山を保存すると共に、重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産京都祇園祭の山鉾行事に参加する鷹山に関わる行事を維持継承し、我が国の伝統文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）鷹山の保存
- （2）京都祇園祭山鉾行事への参加
- （3）鷹山及び祇園祭に関する資料の蒐集
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事業

2. 実施事業の概要

この法人は、幕末の文政9（1826）年を最後に休み山となり元治元（1864）年に焼失した鷹山の祇園祭山鉾巡行への復帰と、当地（三条新町東入る衣棚町）において応仁の乱以前より受け継がれた鷹山祭事の恒久化を目指して、平成27年に設立された。平成28年には京都府知事より公益財団法人としての認定を受けた。

巡行復帰の時期については、令和4（2022）年の祇園祭において巡行へ本格復帰することを公表し、令和元（2019）年の後祭山鉾巡行に、唐櫃を携えて193年ぶりに参列した。

鷹山調査委員会の報告書をもとにした「放鷹」を各所へ配布し、より一層の協力を仰いだ。また、山鉾連合会・行政・専門家等による「鷹山復原検討会」を開催し、報告書を元に、調査・実施設計を策定した。これを踏まえて、製作・復原新調・調整を行った。

4月に櫓組み及び車方の練習を行い、5月に試し組み及び試し曳きを行う等、諸般の準備を整え、令和4年の山鉾巡行に、196年ぶりに本格復帰を果たした。

以上の鷹山復興事業や諸行事執行のための原資を調達するために、広く一般からの積極的な資金調達活動（寄付募集）を行った。

第2 実施事業の詳細

1. 鷹山の保存

(1) 鷹山本体の保存・維持

① 鷹山本体の復原

試し曳きや巡行を踏まえて、曳山を調整した。

欄縁と四本柱につき、漆塗りを施した。

② 復原資金の調達

鷹山調査委員会の報告書を関係各所に配布して、復原のための寄付を募った。部材ごとの名入れ寄付を募集し、多くの部材について寄付をいただいた。駒形提灯に関して、滋慶学園グループ様及びサントリー様から複数年にわたる協賛をいただけることとなった。昇降台に関して、京都ライオンズクラブ様から寄付をいただいた。

(2) 装飾品（懸装品等）の保存・維持

① 御神体及び装飾品の保存（京都市指定有形民俗文化財9点を含む）

従前通り、衣棚町鷹山保存会に寄託して保存・維持に努めた。

復原検討会の審議を経て、御神体装束を復原新調した。

② 基本財産（祇園会太郎山人形寫生図幅）の保存

当会において、保存・維持に努めた。

③ 懸装品等の復原（新調）

一番水引を製作（復原新調）した。

御弊の飾り房・網隠し・裾幕を新調した。

埴・昇降台・筏足場・駒形提灯および杵を新調した。

雉（木彫）の補修を発注した。

④ 巡行に向けた備品

曳子の法被や陣笠・音頭取の扇子を製作したほか、巡行に要する各種備品を補充した。

2. 京都祇園祭山鉾行事への参加

(1) 宵山行事の実施及び山鉾巡行への参加等

感染対策を講じた上で、祇園祭・後祭において宵山行事等を催行した。

宵山では、厄除け粽等の授与及び搭乗案内等を行った。

粽等の授与・設営・搭乗案内・御供えの受付・取材対応等に、保存会役員・囃子方・ボランティア等が無償で従事した。

後祭・山鉾巡行において、196年ぶりに本格復帰を果たした。

(2) 山鉾行事等の実施事業

- 6月19日 八坂神社奉納囃子
- 7月2日 山鉾連合会主宰「鬪取式」
- 7月5日 吉符入
- 7月5日～10日 二階囃子
- 7月16日～20日 山建て
- 7月20日 清祓・御披露目式・曳初め
- 7月21日～23日 宵山（御神体や装飾品の一般公開、
厄除け粽やお守り等の授与、
囃子方による祇園囃子の演奏）
- 7月24日 山鉾巡行（本格復帰）・取解き
- 7月31日 疫神社夏越祭

(3) 山鉾行事運営のための資金調達

寄付等により一定の資金調達を行うことができたが、山鉾行事の運営には更なる資金が必要となるため、引き続き、関係者並びに一般の皆様方からのご支援を募る。

3. 鷹山及び祇園祭に関する資料の蒐集

必要に応じ、適宜鷹山及び祇園祭に関する資料の蒐集を行った。

4. その他

(1) 山鉾連合会との連携等

山鉾連合会と緊密な連携を取りながら、各種行事に臨んだ。当会の主催で、山鉾連合会・行政・専門家等による「鷹山復原検討会」を開催した（座長は村上忠喜京都産業大学教授）。

(2) 運営協議会の運営

運営協議会（定款35条）を組織し、各種行事の準備にあたった。

(3) 囃子方の運営

囃子方は年間を通じて稽古を重ね、複数回の出囃子を務めた。

(4) 作事方の運営

建方・手伝い方・車方を組織し、運営した。

4月に手伝い方の練習として櫓組み及び車方の練習を行い、5月に全体を組み上げて、試し曳きを行った。

(5) 市立芸大との連携

京都市立芸術大学と連携し、これまでデザインされたものを製作した。

(6) 報道対応

祭礼期間中をはじめ、複数の報道機関の取材を受け、新聞テレビ等に

報じられたことにより、多くの方々に当会の取組みを知っていただくことができた。

(7) **会報誌の発行**

会報誌「放鷹」を発行し、広報活動に用いた。

(8) **礎石等の設置**

三条通に、山建てに用いる礎石の一部を設置した。

第3 法人運営計画

1. 役員に関する件

本年度は、評議員・監事（任期4年）、理事・顧問（任期2年）いずれも改選期ではなかった。

2. 会議に関する件

会議は以下の通り実施した。

＜評議員会＞

令和4年6月17日（前年度事業報告・決算承認等）

＜理事会＞

令和4年5月26日（前年度事業報告・決算承認等）

令和5年2月24日（翌年度事業計画・予算承認等）

3. その他

特になし。

以上